

平成 26 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 セツカートン株式会社
代表者名 取締役社長 丹羽 俊雄

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、平成 24 年 6 月 5 日ならびに同年 9 月 19 日に、段ボールシートおよび段ボールケースの取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

本日、同委員会から独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

お客様をはじめ関係者の皆様には多大なご心配、ご迷惑をおかけすることになり、深くおわび申し上げます。

なお、当社といたしましては、事前通知書受領後、公正取引委員会より証拠等に関する説明を受けましたが、事実関係ならびに法律的な論点にきわめて大きな疑義があると受け止めており、審判請求も視野に、今後の対応を慎重に検討してまいります。

以 上